

## 実施方針に関する質問と回答

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
1	1	第1	1	(4)	イ		現状の維持管理にかかるコストを開示していただくことは可能でしょうか。	ご質問の事項につきましては関心表明後に情報開示する予定です。
2	1	第1	1	(4)			本事業は、エンジン4機を更新、1機を維持運営していくものでありますが、例えば、出力の高いエンジンを設置することにより、更新を2機のみにするとか、引き続き維持運営していく予定の1機も更新するなどの事業内容に変更することは可能でしょうか。	50号機は平成28年度まで設備を撤去できませんが、その他については事業者の提案は自由です。
3	2	第1	1	(4)			更新対象の4機、引き続き運転予定の1機につきまして、現在の資産価値はお教えいただけるのでしょうか。また、これらの設備は、損害保険等に加入しているのでしょうか。	平成15年度末時点の資産価値は、更新対象設備の4機合計で約3億円、50号機で約3億円です。なお、損害保険等には加入しておりません。
4	2	第1	1	(5)	ア	-	「…事業期間中における既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の…」と記述されていますが、既存設備とは具体的に何を示していますか。	基本的には10～50号機および付帯設備を指します。詳細は募集要項等で提示いたします。
5	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	「…既存設備の一部を更生整備し、活用することを必ずしも否定しない。」とあるのは、「否定する場合もありえる。」と解釈しなければならないのでしょうか？	「下水道施設の改築について」(平成15年6月19日国都下事第77号)別表に定められた「小分類」施設に満たない規模であれば否定しない予定です。
6	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	「一定の運転実績」の定義があればご教示願います。	実施方針にあるとおり焼却炉等での使用分を除き使用可能な消化ガス全量を発電に利用することを指します。但し更新時期及び定期修繕中は、安全燃焼装置をその燃焼容量の範囲内で利用可能とします。詳細は募集要項等で提示いたします。
7	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	既存設備の一部を更生整備する場合、その費用は補助金対象と考えてよいでしょうか。また、設備更新ではないと思われそうですが、BTO方式適用の範疇であると考えてよいでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
8	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	設備の一部を既存の発電機棟外へ設置することは認められるでしょうか(地下を含む)。利用可能な空きスペースがあれば、その場所と広さを提示願います。	募集要項等で提示いたします。
9	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	PFI事業者は発電機棟および既存設備の一部を無償にて自由に利用できるでしょうか。また、建物の維持・管理は本PFI事業外と考えますが、確認願います。	発電機棟の日常的な維持管理は事業範囲内に含まれます。詳細は募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
10	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	発電機棟内の換気量は十分なものと想定して、本検討および不足する場合の対策は本PFI事業から除外して良いでしょうか。	事業者の負担で十分な換気量を確保するようにしてください。
11	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	「既存設備の一部を更正整備し、活用すること」は、「下水道施設の改築について」(平成13年3月30日国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)によるところの「施設の改築」にあたりますか？	「下水道施設の改築について」(平成15年6月19日国都下事第77号)別表に定められた「小分類」施設以上の規模であれば「施設の改築」に該当します。
12	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	設備の更新建設について、「一定の運転実績を確保しながら」とありますが具体的な判定基準をご教示願います。	消化ガス全量を発電に利用することを指します(ただし更新時期及び定期修繕中は、安全燃焼装置をその燃焼容量の範囲内で利用可能とする)。詳細は募集要項等で提示いたします。
13	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	既存の発電機棟における構造計算書(積載荷量含む)と耐震性に関する仕様を教示頂き度くお願いします。また今回は更新設備廻りのみの耐震性検討でよろしいでしょうか。	設計に用いた床荷重表を開示いたします(別紙参照)。詳細な開示方法等は募集要項等で提示いたします。
14	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	旧設備を更新する際、寸法等の問題からまったく新しい場所に新設機関を設置し、その後旧設備を撤去することは可能でしょうか。またそれが不可能な場合、既設搬入口以外の搬入口を設置することは可能でしょうか。	耐震等の構造上の問題が生じなければ可能です。搬入口の設置についても同様です。
15	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	本事業の安全性・信頼性を損ねることのない範囲についての目安をお示し下さい。	募集要項等で提示いたします。
16	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	PFI事業者の責任において既存設備の一部を更正整備し、活用することを必ずしも否定しないとありますが、既存設備の更正整備により、一定の運転実績を確保できるのであれば、新しい設備に更新する必要はないと理解してよろしいのでしょうか。	該当部分は、事業者の自由な提案を束縛しないために、既存設備の一部の再利用を認めることが趣旨であり、少なくとも「下水道施設の改築について」(平成15年6月19日国都下事第77号)別表小分類に定められた規模以上の更新工事を行わないことは認められません。
17	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	PFI事業者の責任において既存設備の一部を更正整備し、活用することを必ずしも否定しないとありますが、既存設備4機の運転・維持管理状況についての詳細データの開示をお願い申し上げます。	ご質問の事項につきましては関心表明後に情報開示する予定です。
18	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	SPCが協力企業としてリース会社と組んで、設備の一部をリースとすることは可能でしょうか。	補助対象である建設に関わる設備については認められません。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
19	2	第1	1	(5)	ア	(ア)	設備4機における一定の運転実績確保の具体的内容をご教示下さい。また、一定の運転実績を確保できなかった場合、ペナルティーが課されるのでしょうか。	ご質問のような事態は「電力の供給停止、供給能力の低下」リスクが生じた場合に当たり、その原因が事業者の責めに帰すべき事由によるものであればペナルティーを課します。その詳細な内容につきましては募集要項等で提示致します。
20	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	「...計画中の設備の焼却炉使用量を除く」とありますが、計画中の設備の焼却炉における消化ガス使用量を提示願います。	資料を参考に下記のような前提を折り込んで下さい。 ・焼却炉稼働計画：5号焼却炉稼働(19年度より)、1号焼却炉、2号焼却炉の休止・解体(18年度まで稼働) ・5号焼却炉の前提：利用開始予定 平成19年4月1日～、日最大使用量 35.0Nm <sup>3</sup> /ton × 200ton/日 = 7,000Nm <sup>3</sup> /日、5号焼却炉稼働率 292日/年(80%)、年間利用量 7,000Nm <sup>3</sup> × 292日/年 = 2,044,000Nm <sup>3</sup> /年、 ・その他：1・2号焼却休止・解体に伴う消化ガス使用量減少を折り込むこと。
21	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	消化ガスは”一定範囲の組成”と考えられますので、明示願います。	募集要項等で提示いたします。
22	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	実施方針1頁第1 1 (4)ではガスエンジン発電設備により約2,400万kWh/年を発電と紹介していますが、本項目には「消化ガスを発電に用いることによってセンターに電力を供給する。さらに発電に伴い発生する熱を汚泥消化タンクに供給する。」とあり年間の発電電力量、排熱利用量の量的目標値が記載されていません。募集要項では量的条件が提示されるのでしょうか。	発電電力量につきましては、横浜市が供給する消化ガスを有効利用して、より効率的な発電事業を進めていただくことが本事業の趣旨です。詳細は募集要項等で提示いたします。熱量につきましても募集要項等で詳細を提示いたします。
23	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	市殿で行っていただける消化ガスの前処理とは具体的にどのようなことを指しているかご教示下さい。発電効率に影響を与えると考えられる硫黄やケイ素といった成分を除去していただけるのでしょうか。	脱硫設備(湿式)です。これ以外に必要な設備は事業者側で設備して下さい。
24	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	「...更新対象とならない1機(50号機)は平成28年度まで運営及び維持管理する。」とありますが、平成28年度以降PFI事業終了までは、SPCの判断で運用・休止・廃却等を行ってもよろしいでしょうか。	ご質問内容の提案を否定するものではありません。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
25	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	50号機を既設メーカー以外のPFI事業者の責任と費用負担で運営することは、性能保証、リスク負担および民間事業者募集における公平性の観点から不適と考えます。この点をどのように評価されているのかお考えをご教示願います。可能であれば、50号機の運営は本PFI事業対象から外していただきたいと考えます。	ご意見は承りました。詳細は募集要項等で提示いたします。
26	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	既設設備では蒸気を冷暖房用に供給しています(全体フローシート参照)が、更新後は蒸気の供給は不要と考えてよろしいですか。	冷暖房用の熱源供給は必要です。ただし、90以上の温水又は蒸気が必要です。
27	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象でない既設50号機に関しては平成28年に予定の更新までの運用・保守・性能維持について、契約条件(モニタリング、ペナルティ)の設定が難しいと考えます。既設メーカー見積り等をベースに、確定したPFI事業者との随契が適用できないでしょうか。	ご意見は承りました。詳細は募集要項等で提示いたします。
28	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象でない既設50号機ガスエンジンの維持管理は、別メーカーにとって不可能もしくは相当割高になると考えます。また平成28年以降については50号機がない時期があることから、更新設備等にて消化ガス全量を使うことで考えればよろしいでしょうか。	50号機の更新予定はありませんが、更新時期を迎えた後の取り扱いも含めた提案を募集する予定ですので、質問内容のような提案としていただいて構いません。
29	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	実施方針4頁第1 1 (5)カ 事業期間では新設設備による運営及び維持管理は全面供給開始の平成19年度より20年間と明記されていますが、本項目には更新対象の4機は更新時まで運営及び維持管理をすると明記しております。ついては更新対象の4基は平成17年度の着工から更新時までと、更新後の20年間の運営及び維持管理をするという解釈でよろしいでしょうか。	基本的な考え方は、ご質問のとおりです。なお、新設備の運営、維持管理は平成38年度末までですので、事業者の更新スケジュール、供用時期によっては、若干の期間に差が出ます。
30	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	「更新対象とならない11機(50号機)は平成28年度まで、運営および維持管理をする」とありますが、その後の更新はしないと考えるよろしいでしょうか。その場合、平成19年～28年度に比べ平成29年～39年度は発電容量が減少するため、年間の消化ガス使用量・発電電力量は減少しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	50号機の更新予定はありませんが、更新時期を迎えた後の取り扱いも含めた提案を募集する予定ですので、質問内容のような提案を否定するものではありません。更新後はガスを全量適正に使用し発電する必要があります。更新時、定期点検時の考え方は別途募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
31	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象とならない1機(50号機)については、これまでの運営及び維持管理実績からみて、既設の納入者が有利になり、公正な競争を阻害すると思われる。更新対象の4機に限定した運営及び維持管理のみにPFIの対象を限定することはできないでしょうか。	ご意見は承りました。公平性の確保に十分留意いたします。詳細は募集要項等で提示いたします。
32	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象とならない1機(50号機)についての運転ならびに維持管理の実績についての情報開示をお願いします。	募集要項等で提示いたします。
33	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象とならない1機(50号機)を平成28年度まで、運営及び維持管理する事になっていますが、適正に運営及び維持管理したにもかかわらず、平成28年度までに更新の必要に迫られた場合はどう対処すればよろしいのでしょうか。	平成28年度以前にご質問の事態になった場合は横浜市側のリスク負担とする予定です。
34	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	50号機については、事業期間終了まで運営及び維持管理をすることになっておりますが、仮に事業期間中に当該機に更新の必要性が生じた場合は、別途市の責任及びご負担で更新されると考えてよろしいでしょうか。	平成28年度以前に、事業者の過失が無くご質問の事態になった場合は、横浜市側のリスク負担とする予定です。なお、耐用年数到来以降の50号機の更新予定はありませんが、更新時期を迎えた後も含めた提案を募集する予定です。
35	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象とならない1機(50号機)の修繕等に必要な部品を50号機納入業者から提供いただくにあたり、市殿のご協力は得られるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
36	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	更新対象の4機の除却の考え方(会計処理の方法等)をご教示下さい。	会計処理上は市側での除却となります。詳細は募集要項等で提示いたします。
37	2	第1	1	(5)	ア		センター内にある更新対象である4機について、PFI事業者が設備を更新建設した後、市に所有権を移転する時期は具体的にいつ頃を想定すればよろしいでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
38	2	第1	1	(5)	ア		事業スキームは、BTO方式とありますが、今後の事業者からの提案や補助金交付等の関係から、他のスキームに変更するというこもあり得るのでしょうか。	補助金との関係からBTO方式としています。
39	2	第1	1	(5)	ア イ	(ウ) (ア) (イ) (ウ)	本事業に係るものの事業範囲外となる既設改造に関しまして、これらの検討、改造およびその費用は事業者の負担と考えてよろしいですか？	ご質問のとおりです。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
40	2	第1	1	(5)	イ	(イ)	「消化ガス配管以降、ガスエンジン発電機までの必要な設備」とありますが、更新の範囲は基本的にはガス発電機棟内部の設備に限定すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
41	2	第1	1	(5)	イ		ガスエンジンの更新に際して、燃料電池など他の発電方式を提案することは可能でしょうか。	今後公表を予定している募集要項等に記載された条件に適合していれば可能です。
42	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	「...更新工事期間中及び定期修繕中においても、消化ガスを全量、適正に消費すること。」にある「適正に」とは、「発電の燃料に」という意味に解釈してよろしいでしょうか。	「適正な消費」とは、基本的に発電の燃料に消化ガスを消費することを指し、(工)にて提示したとおり、更新工事期間中及び定期修繕中等やむを得ない場合の安全燃焼による消化ガスの消費も含まれます。
43	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	更新工事期間中及び定期修繕中においても、消化ガスを全量、適正に消費することとありますが、適正な消費の具体的内容についてご教示下さい。	「適正な消費」とは、基本的に発電の燃料に消化ガスを消費することを指し、(工)にて提示したとおり、更新工事期間中及び定期修繕中等やむを得ない場合の安全燃焼による消化ガスの消費も含まれます。
44	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	「消化ガスを全量、適正に消費すること」とありますが、適正に消費するという事は、北部汚泥処理センター内で消費する事に限られると理解しますが、よろしいですか？	ご質問のとおりです。
45	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	負荷変動によって、電気料金やCO2総量が変わりますので、対象負荷パターンを教示頂きたいをお願いします。また「適正な消費」のための行動基準等が必要と考えます。	発電量は、実施方針にあるとおり焼却炉等での使用分を除き使用可能な消化ガスを全量消費し得られるものとします。大気放出等をしないものとします。
46	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	発電機容量の適正化の観点から、更新工事期間中及び定期修繕期間中には、消化ガスの全量消費義務は緩和していただけないでしょうか。	更新工事期間、定期修繕期間中は、安全燃焼装置の容量の範囲内での安全燃焼を認めています。
47	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	市殿が供給する消化ガスに見合った設備に更新するとありますが、現状の設備に比べて発電効率の高い設備に更新することは可能でしょうか。また、仮に、発電効率の高い設備に更新することにより、事業者が供給する電力並びに温水量が増える場合のインセンティブはあるのでしょうか。	可能です。また、電力は全量買い取ります。ただし、電力単価が評価基準の一つとなり、温水の余剰分は事業者による自己処理となる予定です。
48	2	第1	1	(5)	ウ	(イ)	温水は24時間供給する必要があるのでしょうか。	原則24時間必要となります。なお、季節によって必要量が変動します。詳細については、募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
49	2	第1	1	(5)	ウ		既設の設備5機それぞれの維持管理費用(メンテナンス費用)が既設メーカ以外には不明ですので回示ください。	ご質問の事項につきましては関心表明後に情報提示する予定です。
50	3	第1	1	(5)	ウ	(イ)	単位を示すフォントが読めませんので確認願います。温水の供給量・約6.6リッター/分以上で間違いありませんか。	単位はm <sup>3</sup> /分です。
51	3	第1	1	(5)	ウ	(イ)	温水需要に対して、温水供給が常に不足しないシステムとする必要がありますか。また、温水需要に対して、温水供給が余剰となる場合、余剰分は引き取っていただけますでしょうか。	温水供給についてその供給能力には言及しませんが、温水の余剰分は事業者による自己処理となる予定です。
52	3	第1	1	(5)	ウ	(イ)	供給水量の単位はm <sup>3</sup> で良いですか。	ご質問のとおりです。
53	3	第1	1	(5)	ウ	(イ)	汚泥ケーキの発生重量/日当たりはどの位でしょうか？	脱水ケーキの発生量は約300t/日 平均含水率81%(平成14年度管理年報より)
54	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	消化ガス供給について保証値を示していただくことは可能でしょうか。	募集要項等で提示いたします。
55	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	取り合い点におけるガス圧力を明示願います。	使用圧力は実施方針にあるとおり0.39~0.59Mpaです。取り合い点におけるガス圧は若干下がる可能性があります。
56	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	単位を示すフォントが読めませんので確認願います。消化ガスの供給量は平均して約1,400Nm <sup>3</sup> /h、年間約1,200万Nm <sup>3</sup> で間違いありませんか。	ご質問のとおりです。
57	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	単位を示すフォントが読めませんので確認願います。ガス貯留可能量 a 低圧ガスホルダ 容量 8,000m <sup>3</sup> ×2基 b 中圧球形ガス貯留タンク 幾何容積 2,200m <sup>3</sup> ×2基 で間違いありませんか。	ご質問のとおりです。
58	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	消化ガス供給量、ガスホルダー容量の単位はm <sup>3</sup> で良いですか。「市から供給する消化ガスの供給量は平均して約1400N /h」とありますが、時間最大供給量を教えてください。	単位はm <sup>3</sup> です。消化ガス発生量(14、15年度)よりご判断下さい。
59	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	汚泥ケーキの発熱量はどのくらいでしょうか？	高位発熱量 15,664kJ/kg-Dt 低位発熱量 14,533kJ/kg-Dt(焼却5号炉 設計資料より)

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
60	3	第1	1	(5)	ウ	(工)	単位を示すフォントが読めませんので確認願います。バーナ(安全燃焼装置)の仕様は処理ガス量 500 Nm <sup>3</sup> /hで間違いありませんか。	ご質問のとおりです。
61	3	第1	1	(5)	ウ	(工)	商用電源停電時も消化ガス消費および温水供給は必要でしょうか。	商用電源の停電時には必要ありません。
62	3	第1	1	(5)	ウ	(工)	既存の安全燃焼装置の制御仕様・制御盤仕様・制御盤位置を教示下さい。また、全体フローシート上に安全燃焼装置が見当たりません。設置位置を指示願います。	詳細の資料については、募集要項公表以降に、必要に応じて情報を提示します。安全燃焼装置の位置については低圧タンクの出口側です。
63	3	第1	1	(5)	ウ	(工)	残さの焼却には燃料をどの位使われるのでしょうか？	脱水ケーキの焼却に用いた消化ガスの使用量は、資料「ガス使用実績」を参照してください。
64	3	第1	1	(5)	エ	(ア)	PFI事業者が負担するユーティリティ電力対価は現行の電力会社約款の従量料金相当額と考えるとよろしいでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
65	3	第1	1	(5)	エ	(ア)	現在の電力の契約種別及び契約電力量を教えてください。	北部汚泥処理センター、北部第二下水処理場、環境事業局鶴見工場は一需要家として、供給電圧 60,000Vで特別高圧季節別時間帯別電力B 6,500kW、特別高圧予備電力(予備線) 6,500kW、特別高圧自家発補給電力B 3,500kWの契約しています。
66	3	第1	1	(5)	エ	(ア)	工事用電力に関して、市殿所有の系統から引き込んで、使用量を市殿に支払うことになるのか、それとも、個別に工事用電源を引き込み電力会社と契約することになるのでしょうか。前者の場合の供給単価をご教示下さい。	市の系統から工事用電力を供給することが可能です。単価の詳細は募集要項等で提示いたします。
67	3	第1	1	(5)	エ	(イ)	下水処理場での排水処理の単価をご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
68	3	第1	1	(5)	エ	(イ)(工)	冷却用下水処理水の使用済み排水は無償と考えてよろしいでしょうか。また、使用水量に制限があればご教示ください。	排水は有償とします。水量制限や単価等の詳細については募集要項等で提示いたします。
69	3	第1	1	(5)	エ	(工)	下水処理水の水質データおよび最大使用可能量を提示願います。また、無償で利用した処理水の排水は無償で下水処理場が引き取ってもらえると考えても良いでしょうか。(冷却水として使用を想定)	排水は有償とします。水量制限や単価等の詳細については募集要項等で提示いたします。処理水の水質は処理場の水質管理年報より判断してください。(市民情報室で閲覧可能)



	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
70	3	第1	1	(5)	工	(工)	電気、上水・下水、下水処理水排水の各単価を提示願います。	募集要項等で提示いたします。
71	3	第1	1	(5)	工	(工)	「下水処理場で処理された処理水は無償で利用できる」とありますが、処理水の水質及び取合いポイントを教えて下さい。	処理水の水質は処理場の水質管理年報より判断して下さい(市民情報室で閲覧可能)。尚、処理水の取合いは発電機棟内とします。
72	3	第1	1	(5)	工	(工)	処理水の水質、温度、供給圧力をご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
73	3	第1	1	(5)	工	(オ)	設備の燃料として都市ガスを含めその他の燃料についても使用することができない場合、ガスエンジン発電機が限定されるため、その他の燃料についても使用可能としていただくことはできないでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
74	3	第1	1	(5)	工	(オ)	設備の始動時のみならず、稼働時においても少量の補助燃料を使用することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のような補助燃料の使用も可能といたします。ただし、提案時に詳細を明示していただきます。
75	3	第1	1	(5)	工	(オ)	始動時のみならず、定常運転中においても点火用として少量の補助燃料(A重油)の使用を考えていますが、起動時の補助燃料と同じ扱いとしてよいでしょうか。	ご質問のような補助燃料の使用も可能といたします。ただし、提案時に詳細を明示していただきます。
76	3	第1	1	(5)	工	(オ)	設備の燃料として都市ガスを含めその他の燃料を使用することはできないとありますが、バックアップ用のエネルギー設備を設ける必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。但し、事業者の責めに帰すべき事由により電力供給がなされない場合には事業者側のペナルティの対象になります。
77	3	第1	1	(5)	工		ユーティリティに関連して、設備更新工事時、及び事業期間内において、既設発電機棟外の土地利用は認められますか?	募集要項等で提示いたします。
78	3	第1	1	(5)	工		建築付帯設備について既設ガス発棟内の空調、照明設備の管理区分をご教示願います。	管理区分は図5・6のY7～Y8間で区分します。ただし、1階の空調機械室、電気室を除きます。
79	3	第1	1	(5)	工		シリンダ内混合気の着火用として点火プラグに代わり、軽油またはA重油を微量(総入熱量の1%程度)使用するパイロット着火方式を採用することは差し支えないと考えてよいでしょうか。	排気ガス規制等の関係法令の規定に従っていただければ、点火時の少量のみの補助燃料使用であれば問題ないと考えています。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
80	3	第1	1	(5)	オ	-	「PFI事業者の収入」について、「電力及び温水供給のサービス対価は、固定費等からなる基本料金と変動費等からなる従量料金によって構成される」と記述されていますが、「固定費等」、「変動費等」の内訳は具体的にはどのような項目が含まれますか。	募集要項等で提示いたします。
81	3	第1	1	(5)	オ		変動費、固定費は具体的な項目が提示されるのでしょうか。それとも事業者の提案となるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
82	3	第1	1	(5)	オ		「電力及び温水供給の対価は、固定費等からなる基本料金と変動費からなる従量料金」とは、どちらにも粗利等を含むと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のような料金算定方法を否定するものではありません。
83	3	第1	1	(5)	オ		補助対象範囲になるかどうかにつき、品質上の制限等が生じるのでしょうか。生じる場合はその内容についてご教示ください。	募集要項等で提示いたします。
84	3	第1	1	(5)	オ		PFI事業者の収入となる「サービス対価」につき、特別会社の資金調達のために、債権譲渡及び担保とすることの承諾を横浜市殿からいただけるでしょうか？	横浜市の現在及び将来の抗弁権を留保した上で譲渡担保設定承諾することを想定しています。
85	3	第1	1	(5)	オ		国庫補助が適用される場合、各提案者の事業費算出の条件が一律となるよう、出来るだけ具体的に補助対象となる項目を提示していただけますようお願いいたします。	ご意見は承りました。
86	4	第1	1	(5)	オ		補助金が交付された場合、事業者に支払う代金の一部とする、という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
87	4	第1	1	(5)	オ		国庫負担・補助金を受けて設けられた設備機器については、交換/流用は認められないと考えてよろしいでしょうか？	「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しない範囲であれば、事業者負担を原則として詳細はリスク負担の考え方に準じる方向で可能と考えています。
88	4	第1	1	(5)	オ		「補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる」とありますが、補助申請時とはいつになりますか？提案書受付前に補助対象範囲が決まっていなないと、コスト計算が出来ないと思われま。	申請は事業者との仮契約締結後を想定しており、その時でない補助金の確定はしません。設計費は50%、整備費は55%の補助率を想定しています。
89	4	第1	1	(6)	-	-	平成19年度の新設設備全面供給開始後に設備の新設を行うことは可能でしょうか。	基本的には可能ですが、その場合補助金はつかないことが前提になります。
90	4	第1	1	(6)			事業終了後の事業場所及び機器の取り扱いについてご教示下さい。	2年間使える状態での引渡しを想定しています。詳細は募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
91	4	第1	1	(6)			事業完了時の施設返却条件を御教示下さい。	2年間使える状態での引渡しを想定しています。詳細は募集要項等で提示いたします。
92	4	第1	1	(7)			建設リサイクル法は、遵守すべき法令に含まれないのでしょうか。	建設リサイクル法を遵守してください。
93	4	第1	2	(1)	ア		特定事業の選定基準として、「事業機関を通じた市の財政負担の軽減を期待できること。」が挙げられていますが、何をもちいてVFMを判断するのでしょうか。PSCの算定根拠をお示し願えるのでしょうか。	特定事業の選定及び公表がなされる予定ですので、それを参照して下さい。
94	4	第1	2	(1)	イ		特定事業の選定基準として、「市の財政負担が同一の場合においても公共サービスの水準向上を期待できること。」が挙げられていますが、ここでいう公共サービスの水準向上とは、電力及び温水供給の品質向上を指すのでしょうか。その場合、停電が少ないとか、温水の温度が安定している等を考えればよろしいのでしょうか。	本事業の目的に如何に適合しているか等も考慮します。
95	6	第2	1	-	-	-	「…なお、プロポーザルの対象等詳細は、…」との記述で、プロポーザルの対象とは何を意味していますか(第1章1節(5)事業内容の項目に具体的に記述される内容とイメージすればよいですか)	募集要項で提示いたします。
96	6	第2	1				本事業の募集、選定は総合評価一般競争入札によらずに公募型プロポーザル方式を採用することになった背景についてご教示下さい。	本事業では、特殊な技術に係る提案を積極的に受け付けようという趣旨から公募型プロポーザルと致しました。
97	6	第2	2	-	-	-	「募集及び選定の日程(予定)」につきまして、事業契約書についてはいつ提示される予定でしょうか。	関心表明書の受付後、提示する予定です。
98	6	第2	3	(1)			応募者の構成等「応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別会社を商法が規定する株式会社として設立するものとする。」となっておりますが、「株式会社、有限会社の最低資本金等の規制に関する特例」の活用による1円の資本金による株式会社でも事業契約締結は可能でしょうか？	特に制限を設ける予定はありません。但し、参加資格者は法人を予定しておりますので、(個人の出資を前提としている)左記特例要件に該当しないと思われます。
99	6	第2	3	(1)			事業期間中の特別会社の株主構成・出資比率の変更は可能でしょうか？	基本的には認めません。変更はやむを得ない事情が生じた場合に、横浜市と協議して認められた場合に限りです。
100	6	第2	3	(1)			設立するSPCの最低資本金金額や最低自己資本比率等について、何らかの制限はありますか？	特に制限を設ける予定はありません。ただし事業の安定性の評価基準として考慮される可能性はあります。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
101	6	第2	3	(1)			事業途中で、SPCへの出資者の構成ならびに比率の変更は可能でしょうか。加えて、事業途中での減資は可能でしょうか。	基本的には認めません。変更はやむを得ない事情が生じた場合に、横浜市と協議して認められた場合に限りです。
102	6	第2	3	(1)			関心表明後から提案受付までの間で、応募企業の一部組み替えについては、認められると考えてよろしいでしょうか。	実施方針を以下のとおり修正します。 修正前「また、関心表明書を提出した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則的に認めない。」 修正後「また、関心表明書を提出した応募グループの構成員及び協力会社の変更は、資格確認申請書受付までとし、それ以降の変更は原則的に認めない。」
103	6	第2	3	(2)	ア		SPCは一部の業務を協力会社に委託することも可能となっていますが、協力会社は、複数の応募グループに参画してもよろしいでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
104	6	第2	3	(2)	ア		優先交渉権者の選定後にも協力会社の変更について認めていただくことはできないでしょうか。	基本的には認めません。変更はやむを得ない事情が生じた場合に、横浜市と協議して認められた場合に限りです。
105	6	第2	3	(2)			施工実績により参加資格要件が制限されることはありますか？	ご質問の事項を参加資格とする予定はありませんが、評価基準として考慮される可能性があります。評価基準を募集要項等で提示いたします。
106	6	第2	3	(2)			参加資格要件につきまして経営事項審査の総合評定値、納入又は維持管理の実績については明記されていませんが、募集要項にて追記される可能性はありますでしょうか。PFI公募においては、様々な民間のノウハウを取り込めるように、上記項目は参加資格条件となるべきではないと考えます。	ご質問の事項を参加資格とする予定はありませんが、評価基準として考慮される可能性があります。評価基準を募集要項等で提示いたします。
107	6	第2	3	(2)			協力会社については、提案受付時に明らかにすればよろしいでしょうか。	関心表明書の受付時にお願いたします。但し、資格確認申請書受付までは変更可能です。
108	6	第2	3				応募者が備えるべき資格要件ですが、弊社の森ヶ崎水処理センターにおけるPFIの実績を持って設備の建設、運営、維持管理を行う企業として認めていただけますか。	募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
109	7	第2	4	(1)			審査基準の公表において、電力・温水料金を含めた事業費の評価方式を明確にして頂きたいと考えます。	ご意見は承りました。
110	7	第2	4	(2)			審査内容につきまして、評価は定量的になされるのでしょうか。定性的な評価になる場合、どこまで客観性が担保されるのでしょうか。	募集要項等で評価基準を提示いたしますので、そちらをご覧のうえご判断下さい。
111	9	第3	2				平成16年10月に予定されている募集要項の公表時に事業契約(案)についても公表されると考えてよろしいでしょうか。	関心表明後に提示する予定です。
112	9	第3	3	(1)			市殿で想定されている設計完了時の審査内容についてご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
113	9	第3	3	(1)			本事業にかかわる許認可の申請は、全て、事業者が行うことになるのでしょうか。また、本事業を行う上で、必要になる許認可を具体的にご教示下さい。	許認可取得手続は原則として事業者の責任において行われることとなります。必要となる許認可については事業者側においてもご確認ください。
114	9	第3	3	(1)			本事業は、BTOスキームであり、設備の帰属は市殿になると思いますが、設備所有者として行うべき許可申請手続き及び有すべき資格者の選定等は市殿が行うと考えてよろしいのでしょうか。	管理者等が取得すべき許認可については管理者等において取得手続を行います。
115	9	第3	3	(1)			各種法令等に基づく許認可の書類にはどのようなものがあるか、ご明示願います。	許認可取得手続は原則として事業者の責任において行われることとなります。必要となる書類については事業者側においてもご確認ください。
116	9	第3	3	(3)			「...定期的に市から工事施工、工事管理の状況の確認を受ける。」とありますが、具体的な確認時期をお考えであればご教示ください。	募集要項等で提示いたします。
117	9	第3	3	(3)			事業者が設置する工事監理者に求められる特有の資格要件はないと考えてよろしいでしょうか。	特段の定めは設けません。関係法令の規定に従ってください。
118	9	第3	3	(5)			市殿で想定されている業務の実施状況の確認方法ならびに確認項目についてご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
119	9	第3	3				市が実施するモニタリングの費用は、市の負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりと想定しています。
120	10	第4	1	(2)			既設発電機棟のメンテナンスに関し、貴市の指示(マニュアル等)があれば教示頂きたいをお願いします。	募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
121	10	第4					事業者は、現地事務所を当該敷地内に新たに設置する必要があるのでしょうか。それとも、既設設備内に、事業者用の事務所スペースを提供していただけるのでしょうか。	発電機棟内のスペースを有効利用して頂く予定です。
122	10	第4					事業場所のボーリングデータ並びに発電機棟の地質関係データの開示をお願いいたします。地耐力は十分にあると考えてよろしいでしょうか。	ご要望は承りました。詳細は募集要項等で提示いたします。
123	12	第6	1				市殿が事業契約を解除した場合に、PFI事業者が市殿に対して、損害賠償を行わなければならない範囲についてご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
124	12	第6	4				金融機関と市の協議を行うために、直接協定または直接契約を横浜市殿と事業者の起用する金融機関との間で締結されることも、想定されていますか？	募集要項等で提示いたします。
125	12	第6	4				市殿と金融機関で想定されている協議の中で、一定の重要な事項について具体的にはどのようなことを想定されているかご教示下さい。	プロジェクト・ファイナンスの場合の金融機関との介入権等を含む直接契約等の締結を想定しています。
126	12	第6	4				一定の重要な事項とありますが、具体的にどのようなことを想定されているのか、ご明示願います。	プロジェクト・ファイナンスの場合の金融機関との介入権等を含む直接契約等の締結を想定しています。
127	13	第7					「補助金等の申請するにあたり、市が行なう作業に協力する」とありますが、補助申請は優先交渉権者が選定された後になるということでしょうか？	事業者との仮契約締結後が、正式な申請手続きの時期と想定しています。
128	13	第7					PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援にかかわる交渉は事業者が行うことになるのでしょうか。また、市税にかかわる優遇措置は、現在のところ市殿としてお考えではないのでしょうか。	市税に関わる優遇措置は、現在のところ考えていません。その他詳細は募集要項等で提示いたします。
129	13	第7					事業者は、市が本事業に係わる補助金等を申請するにあたり、市が行う作業につき協力を行うものとありますが、具体的な協力内容をご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
130	13	第7					補助につきまして、NEDOからの補助は想定されていないのでしょうか。	想定していません。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
131	14	第8	1				債務負担行為を設定する手続きは、いつ頃を目処に予定されていますか。	事業者との仮契約の前を予定しています。
132	15	別紙1	共通				市議会の議決につき、不採択のリスク負担者が、横浜市殿と事業者の両者が併記されておりますが、事業者の負担すべきリスクとは、どのようなことを想定されているのでしょうか？	事業者が、議決までに掛かった応募、事務、手続、交渉等のコストは事業者に負担していただく予定です。
133	15	別紙1					市議会の不採決によるリスクを市殿、事業者双方で負担することになっていますが、この場合事業者として負うべきリスクの範囲についてご教示下さい。	事業者が、議決までに掛かった応募、事務、手続、交渉等のコストは事業者に負担していただく予定です。
134	15	別紙1					市議会の不採決に対して、事業者にもリスク負担を考えられているようですが、これは事業者の手には及ばない市内部の事由と考えられますので、事業者にもリスクを負担させることはやめていただきたいと考えます。 また、これに対して否となった場合には、そのお考え並びにリスク負担の範囲等をお示し下さい。	事業者が、議決までに掛かった応募、事務、手続、交渉等のコストは事業者に負担していただく予定です。
135	15	別紙1	共通				保険においては、「設備の設計、建設における履行保証保険及び維持管理、運営期間中のリスクを保証する保険等によるもの」として事業者の負担とされています。どのような保険を付保すべきかの規制はありますか？	募集要項等で提示いたします。
136	15	別紙1					法令に関するリスクにおいて、「上記以外の法令の変更又は許認可の失効によるもの」の内容を具体的に御教示下さい。	本事業に直接影響するもの以外の、広く民間企業一般に影響を及ぼすような法令変更、事業者の責めによる許認可の失効については、事業者のリスク負担とさせていただきます。なお、事業期間にわたる上記リスクを現時点において具体的に提示することは不可能です。
137	15	別紙1					税制の変更に関するリスクについて、「上記以外の税制の変更によるもの」を事業者のリスクとするのは不適當であると考えます。	ご意見は承りました。
138	15	別紙1					国庫補助の適用が受けられないときのリスクは市にあるとありますが、リスク負担内容は具体的に、どのようなものですか？	募集要項等で提示いたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
139	15	別紙1					事業者による調査、建設、維持管理及び運営に係わる住民等の反対運動のうち、あらかじめ定められた条件に従ってもなおかつ生じる住民反対運動については、市殿でリスク負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的な考え方はご質問の通りです。詳細につきましては募集要項等で提示いたしますので、再度ご判断ください。
140	16	別紙1	-	-	-	-	建設段階の電力・温水の供給停止・供給能力低下のリスクでペナルティーの考え方を教示願います。また、更新工事期間中の電力および温水の供給義務量があれば提示願います。	募集要項等で提示いたします。
141	16	別紙1	維持				「汚泥消化ガスの供給」につき、2において「経常的な季節変動ほか一定の範囲内については、事業者負担…」と注記されています。その経常的な季節変動ほかの一定の範囲とは、どのように規定されるのでしょうか？	募集要項等で提示いたします。
142	16	別紙1					汚泥消化ガスの供給に関するリスクについて、「一定の範囲内での変動については、事業者負担いただく」とありますが、具体的な基準をご教示下さい。	募集要項等で提示いたします。
143	16	別紙1					消化ガスについて事業者が負担すべき経常的な季節変動ほか一定の範囲内での変動についての質及び量についての具体的な目安をお示しいただくことはできないでしょうか。	経常的な変動は消化ガス発生量よりご判断下さい。詳細は募集要項等で提示いたします。
144	16						1 一定割合あるいは一定部分については、募集要項で具体的に明示されるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
145	16						2 一定の範囲内については、募集要項で具体的に明示されるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
146	16	別紙1 *2					「やむを得ない事情」とは流入汚泥の変化による恒常的な消化ガス量の増減や性状の変化も含まれますか。	募集要項等で提示いたします。
147	16	別紙1	維持				物価上昇に関し、注記3において、「一定範囲あるいは一定期間内における物価変動リスクは事業者負担…」とありますが、その「一定範囲あるいは一定期間内」については、どのように規定されるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。



	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
148	16						「リスク分担に関する基本的な考え方(案)」の「維持管理・運営段階」のうち「物価上昇」(のリスク)について、「一定範囲内」あるいは「一定期間内」における、と記述してありますが、具体的にはどの範囲、もしくはどのような期間でしょうか。	募集要項等で提示いたします。
149	16					3	一定割合あるいは一定部分については、募集要項で具体的に明示されるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
150	16	別紙1	維持				金利変動に関し、注記 4において、「維持管理・運営段階の金利変動は主に市が負うものとするが、見直しを行う一定期間内における金利変動のリスクは事業者負担…」とありますが、詳しくご解説ください。	募集要項等で提示いたします。
151	16					4	一定期間内については、募集要項で具体的に明示されるのでしょうか。	募集要項等で提示いたします。
152	16						「リスク分担に関する基本的な考え方(案)」の「維持管理・運営段階」のうち「金利変動」(のリスク)について、維持管理・運営段階において金利変動のリスクが発生するのはどのようなケースをお考えでしょうか？また、「一定期間内における」とございますが、具体的にはどの期間でしょうか。	募集要項等で提示いたします。
153	16	別紙1 *4					金利変動に対しては、PFI事業者として一時的な負担は可能ですが偏差が累積するような契約条件は避けていただきたいと考えます。	ご意見は承りました。
154	-						「ガス使用量実績(平成10年度～平成15年度)」北二給電電力は「センターから北二への給電分」との注釈がありますが、図面13では北部汚泥処理センターから北部第二下水処理場へ給電されるようには表現されていませんし、北部第二下水処理場の使用電力量17,813kWhともオーダーが違います。この給電分の意味を教えてください。	北部汚泥処理センターにおける電力の全量消費が原則ですが、余剰電力の有効活用として一部北部第二下水処理場内での消費もします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
155	-						「ガス使用量実績(平成10年度～平成15年度)」商用(東電+環境)は「使用料金を支払った電力量(東京電力+環境事業局)」との注釈がありますが、図面13では改良土プラント、北部第二下水処理場、北部污泥処理センターの購入電力量合計は25,925千kWhで、年表中の5,477千kWhとオーダーが違います。この商用(東電+環境)の意味を教えてください。	ガス発電不足分は環境事業局より供給しています。環境事業局に支障がある場合に補助的に東京電力(株)より受電しています。
156	その他						貴市による公募型プロポーザル方式はWTO協定に支障は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりであると考えています。本事業では、特殊な技術に係る提案を積極的に受け付けようという趣旨から公募型プロポーザルと致しました。
157	その他						電力供給の考え方について 非常時(買電停電)の電力供給に際して北部第二下水処理場の非常用発電設備との同期運転は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか？	そのように考えていただいて結構です。
158	データ集					消化ガスの標準的な性状	消化ガスの性状に関しては、熱量の変動や含有成分の変化による影響の他に、燃焼ガスに対する規制値の変更もPFI事業者では負えないリスクであると考えます。	ご意見は承りました。
159	図面13						「ガス発電設備 電力系統図・使用状況」 現状の東京電力との電力契約の範囲ですが、北部污泥処理センター、北部第二下水処理場および改良土プラントをまとめて一需要家として契約しているのか、環境事業局鶴見工場も含めて一需要家として契約しているのか教えてください。	改良土プラント、北部第二下水処理場、北部污泥処理センター、鶴見工場は一需要家として契約しています。
160	図面2						「北部污泥処理センター 全体フロー図」 設備の更新範囲は図中点線枠内の消化ガス発電設備の内、温水槽・冷水槽を除いた設備と解釈してよろしいですか。尚、煙突は更新範囲ですか。	全体フロー図に図示どおりで、今回の事業範囲です。
161	図面3 図面14～16						「消化ガス発電設備 全体フロー図」 「北部污泥処理センター 単線結線図」 「消化ガス発電設備 単線結線図」 「北部污泥処理センター システム構成図」 文字が読み取れません。より鮮明な図面は開示していただけますでしょうか。	質問回答日より8月31日(火)まで、該当図面を設備課にて貸出しいたします。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
162	図面 番号 13		-	-	-	-	消化ガス発電による電力が北部汚泥処理センター電力需要に対して瞬間的に過剰となり、外部へ出ることには許容されますか。	北部汚泥処理センターから出た電力は北部第二下水処理場で利用され、許容できます。
163	図面 番号 14~15		-	-	-	-	PFI事業として使用する発電機棟範囲を明示願います。	図 - 15 に図示する範囲です。ただし、燃料電池発電設備は含みません。
164	図面 番号 3		-	-	-	-	事業対象範囲を明示願います。	必要に応じて提供します。
165	添付 資料						添付資料(図面・データ)「ガス使用量実績」で提示されている「消化ガスの標準的な性状」について、シロキサンの含有濃度を教示願います。	過去の測定結果(GC/Ms法 単位mg/m <sup>3</sup> N 平成15年3月18日測定) オクタメチルシクロテトラシロキサンD4 脱硫装置入口1回目 1.7 2回目 1.8 同出口1回目 1.5 2回目1.6 デカメチルシクロペンタシロキサンD5 脱硫装置入口1回目 13 2回目 14 同出口1回目 7.8 2回目 8.4
166	添付 資料						添付資料(図面・データ)「ガス使用量実績」で提示されている「消化ガスの標準的な性状」について、提示されたデータは供給される消化ガス(脱硫処理後)の性状と考えてよいですか。	脱硫後の平均的な性状を示します。
167	別紙2	ガス使用 量 実績	-	-	-	-	供給いただける消化ガス量は、消化ガス使用実績表の「ガス発電」分および「NO.50発電機」分を対象と考えてよいでしょうか。また、「空調設備」での消化ガスの使用方法を教示願います。	ガス使用量実績より判断して下さい。空調設備は90以上の温水又は蒸気が必要です。
168	別紙2	ガス発 生量	-	-	-	-	各月・曜日の時間毎の消化ガス発生量はどのように想定すればよろしいでしょうか。	時間毎のデータはありません。

( )質問箇所及び質問文は、全て質問者の原文のとおりです。